

西郷村認可保育施設入園申込に係る確認票

令和8年度

下記の確認事項をお読みいただき、確認欄に☑を入れ署名のうえ、申込時に提出してください。

現時点で当てはまらない場合でも、今後該当する可能性がありますので、必ずすべてご確認ください。

		確認欄	
保育施設について	1	保育園は、就労等の事情（保育を必要とする事由）により昼間に保育できない乳幼児を、保護者に代わり保育する施設です。入園後であっても、保育を必要とする要件に該当しなくなった場合には、退園していただくことになります。	☐
	2	保育園ごとに受入可能な月齢や保育期間、開園・保育時間や延長保育実施の有無が異なりますので、申込前に必ずご確認ください。	☐
	3	希望順位の低い保育園に入園決定する可能性もありますので、通勤時間等も含め実際に通えるか十分に検討した上で、希望する保育園を申込書に記入してください。また、希望順位が低い保育園に入園決定し辞退された場合、他の保育園へ入園できる可能性は非常に低いことをご承知おきください。	☐
	4	複数園を希望施設に記載しており、申込書記載の入園希望月時点で、一部の希望施設について入園可能月齢に達していない場合、当該施設については入園可能となる月を基準に入園調整をいたします。 （例：希望園の内、くまっこ保育園は満6ヶ月齢、まきば保育園は満10ヶ月齢、すこやか保育園は満1歳から受入可能。そのうえで、満6ヶ月になった翌月（くまっこ保育園の最短入園可能日）を入園希望月としている場合。→くまっこ保育園に決まった場合は、入園承諾書を送付し、入所保留通知は発行されない。まきば保育園 または すこやか保育園に入園決定した場合は、入園可能となる最短月で入園決定し、当初の希望月時点の入所保留通知が発行される。）	☐
申請について	5	提出された申請書類の情報および聞き取った内容について、必要な個人情報を保育施設等に提供すること、および保育の実施のために利用する場合があります。	☐
	6	<u>受付後の申請書類はお返しできません。</u> 入園申込書の表面のみ、受付時に控えとして写しをお渡ししています。その他の書類の写しが必要な場合は、あらかじめご自身でコピーをお取りください。なお、写しを紛失し再発行を希望する場合、 <u>開示請求手続きが必要</u> となり、発行までにお時間がかかることと、手数料が必要となりますのでご注意ください。	☐
	7	疾患・障害やアレルギーの有無、健康や発達で気になる点がある場合等は、程度の大小にかかわらず、利用申請書別紙の「保育施設入園申込に係る調査票」に必ず記入してください。なお、必要に応じて医師・専門機関の診断書や意見書等を追加で提出していただく場合があります。	☐
	8	申請内容に変更があった場合や、変更が生じる可能性がある場合は、速やかに（可能であれば事前に）福祉課子ども施設係へご連絡ください。申請書類の訂正・追記や、変更内容が記された書類（就労証明書等）の提出が必要です。（例：住所や世帯状況の変更（婚姻・離婚、祖父母との同居・別居等）、就労状況の変更（勤務時間、住所等）、派遣先の変更、転職・退職したなど） 連絡なく変更が判明した場合や、事実と申請内容が異なる場合、虚偽申請として支給認定や入園決定を取り消す場合があります。また、入園後に判明した場合は退園になることがあります。	☐
変更、取下げ、辞退について	9	入園調整中または保留中に入園の意思が無くなった場合や、幼稚園に入園が決定した場合は、「保育園入園（申込）取り下げ届」を提出してください（幼稚園との併願はできません）。また、特定の保育園のみ希望を取り下げる場合は、福祉課窓口にて申し出ていただき、申込書を訂正してください。	☐
	10	入園決定後に辞退をする場合は、福祉課へ「保育園入園（決定）取り下げ届」を提出してください。なお、入園を辞退した場合、辞退日以降の日付で入所保留通知およびそれに準ずる証明を発行することはできません（既に一度入所保留になっている場合は、 <u>当初の発行日</u> の入所保留通知を再発行することは可能）。また、辞退後に他の保育園に入園できる可能性は非常に低いことをご承知おきください。	☐
保育要件について	11	【育児休業中の場合】 育児休業から復帰する場合も、就労要件により申込できます。入園希望月は復帰する月になりますが、復職日が1～19日の間であれば、慣らし保育対応のため、復帰月の前月からの入園をご希望いただくことも可能です。ただし、4月復職のため3月から入園を希望の場合、年度が異なるため3月分と4月分の両方の申込が必要となります。 なお、就労要件により入園決定したにもかかわらず復職できない場合は、入園取り消しまたは退園になります（慣らし保育が完了せず復職が遅れる等の理由がある場合を除く）。 また、申請児童の兄姉が育休期間中の継続在園を認められている場合、当初届出していた育休期間から自己都合で期間を延長すると、退園となりますのでご注意ください。	☐
	12	【求職活動中の場合】 入園月から最長3か月以内に就労決定・就労証明書が提出されない場合は、退園になります。	☐
	13	【出産予定がある場合】 入園希望日時点で、分娩予定日の2か月前から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月までの間の場合は、「妊娠・出産」要件での申込になります。 <u>「妊娠・出産」要件で入園決定した場合、期間経過後は退園</u> となり、期間延長は出来ません。	☐

※裏面に続きます

入園決定した 場合	1 4	入園後は、2 週間程度「慣らし保育」を行います。慣らし保育期間中は認定した保育時間より短い時間でのお願いとなります（転園の場合も同様です）。要する期間については個人差があり、2 週間以上かかることもあります。	☐
	1 5	入園後は年に 2 回、「現況届」として就労証明書や診断書などの確認書類を再度提出していただく必要があります。また、就労やご家庭の状況に変更があった場合は、現況届とは別に、その都度内容に応じた書類を提出してください。現況届を確認した結果、保育園入園に必要な要件を満たしていないと判断された場合や、就労や家庭状況について変更届を出していないことが判明した場合は、退園になる場合があります。	☐
	1 6	利用者負担額（保育料）は父母の市町村民税の所得割額により決定します。父母ともに非課税の場合は、同居する祖父母の課税状況により保育料を算定する場合があります。なお、父母（非課税の場合は同居の祖父母）が所得未申告の場合は、最高額で保育料が算定されます。	☐
入所保留 の場合	1 7	入所保留通知は、申請時のみ送付します。入園が可能になった場合には随時ご連絡いたします。なお、希望保育園を追加したうえで再度待機になった場合であっても、入所保留通知の追加発行は行いません。また、発行日を更新しての再発行もしていません。	☐
育児休業 に関する 手続きに ついて	1 8	育児休業および育児休業給付金延長のお手続きや必要書類などは、保護者ご自身で、雇用先やハローワーク等に確認してください。 <u>特定の日付時点の入所保留通知が必要であっても、申込期限を経過した入園希望月の申込（遡っての申込）はできません</u> のでご注意ください。	☐
	1 9	【育休復帰に伴う入園申込で、 <u>すこやか保育園の一園のみ</u> を希望している場合】 すこやか保育園は満 1 歳から入園可能であり、1 歳の誕生日を迎えた翌月が最短の入園可能月となります。そのため、 <u>すこやか保育園のみ希望の場合、1 歳の誕生日以前の日付の入所保留通知は発行されません</u> 。育児休業に関するお手続き上で問題がないかどうかについて、ご自身で事前に雇用先等へご確認ください。	☐
結果通知に ついて	2 0	申込結果については、通常は受付から 1 か月程度で、文書で通知します。ただし、一斉申込とその直近（例年 1 1 月～1 2 月）に受付した場合は、書類審査に多大な時間を要することから、翌年 1 月末から 2 月上旬頃に通知を <u>発送</u> いたします。	☐
その他	2 1	【小規模保育園を希望する場合】 小規模保育園は、最長でも 3 歳到達後最初の 3 月末（最短だと 3 歳到達月の月末）で退園となります。退園後の新たな保育先（幼稚園、別の保育園 等）については、入園申込の手続が別途必要になります。 なお、退園後の保育先について、申込状況によっては希望月からの入園が出来ない可能性があります。また、連携施設への入園を希望したとしても、希望先に空きが無い等の理由により入園できない可能性があります。	☐
	2 2	【転入予定で村内の保育園を申し込む場合】 西郷村外から転入予定で申し込む場合、入園（利用開始）日までに、必ず西郷村に住民登録（転入届）をしてください。 <u>保育園入園希望年月日までに転入届の手続きが完了しなかった場合、理由にかかわらず入園決定は取り消しになります。</u> (以下、転入予定の場合は記載してください。) 転入予定日：令和 年 月 日 入園希望日：令和 年 月 日（※転入予定日以前を入所希望日にはできません） 転入予定住所：西郷村 ※添付書類：建築契約書や賃貸借契約書など、引っ越し先の住所および契約者を確認できる書類の写し	☐

保育所等入園申込にあたり、これらの事項について確認し、了承しました。

令和 年 月 日

保護者氏名（署名）： _____

申 込 児 童 氏 名 : _____ (年 月 日生)

_____ (年 月 日生)

_____ (年 月 日生)